

## 打合会において提起された主な論点について(案)

### 1. 本検討会において検討の対象とすることが適切と考えられるもの

#### (1) スパイウェアへの対応のあり方

パソコンを使っている利用者の個人情報やコンピュータ環境、アクセス履歴等を、本人が知らないうちに収集し、外部に送信するソフトウェア(スパイウェア)について、何らかの対応が必要との意見があるが、どう考えるか。

##### 【検討事項(例)】

- ・不正アクセス禁止法、電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法234条の2)、個人情報保護法等の既存法制との関係
- ・刑法改正案中の不正指令電磁的記録作成等罪との関係
- ・諸外国におけるスパイウェア対策法制の現状
- ・スパイウェアによる被害の現状
- ・利用者が採り得る自衛策、技術的防御手段
- ・何らかの制度的対応が必要と考えた場合、対応が必要なスパイウェアの範囲。アドウェア、ボット等の関連概念との整理。

#### (2) 個人情報保護法上の「個人情報」以外のプライバシー情報に関する保護のあり方

個人情報保護法の「個人情報」の範囲については、氏名を含む情報及び他の情報と照合することで氏名を推知することが可能となる情報に限定する見解が有力である。このような立場を前提とした場合、RFIDの利用履歴、クッキー、インターネットのアクセスログ、検索サイトの検索履歴、バイオメトリクス情報等は、当然には「個人情報」に該当しないこととなる。このような情報の管理や利用についても、プライバシー保護の観点から一定の規律が必要との意見があるが、どう考えるか。

##### 【検討事項(例)】

- ・個人情報保護法上の「個人情報」の範囲についての再整理
- ・「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成 16年6月8日総務省・経済産業省)等の既存ガイドラインとの関係
- ・何らかの制度的対応が必要と考えた場合、対応が必要なプライバシー情報の範囲

### (3) ユビキタスネット社会における著作権制度のあり方

累次の改正にもかかわらず、現行の著作権法は必ずしも情報通信環境のデジタル化、ブロードバンド化、ユビキタス化に対応したものになっていないとの指摘があるが、どう考えるか。

#### 【検討事項(例)】

- ・権限関係の明確化の観点からの権利者不明の著作物の権利処理の円滑化
- ・ブロードバンド時代における公正な利用の範囲の検討

## 2. 本検討会において問題点を指摘することが適当と考えられるもの

- (1) 司法分野や立法過程におけるICT利活用の促進
- (2) 中小企業のICT利活用におけるリスク管理体制の整備
- (3) RFIDの普及に伴う競争法上の問題

## 3. 本検討会以外の場で検討されているもの

- (1) 通信の秘密の解釈と迷惑通信への対応の在り方等  
「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」(平成15年2月～。於:消費者行政課)において検討中。
- (2) 医療分野におけるICT利活用の促進  
「医療分野におけるICTの利活用に関する検討会」(平成17年10月～平成18年4月目途。於:情報流通高度化推進室)において検討中。
- (3) 通信と放送の区分等  
「通信・放送の在り方に関する懇談会」(平成18年1月～平成18年6月目途。於:総合政策課)において検討中。